

令和 2年 3月 17日開催

医療審議会5事業等推進部会 会議録

医療審議会5事業等推進部会（令和2年3月17日開催）会議録

（米田医務課課長補佐）

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から令和元年度2回目の「愛知県医療審議会5事業等推進部会」を開催させていただきます。

私は、事務局の保健医療局健康医務部医務課の米田と申します。よろしくお願ひいたします。

最初に、保健医療局技監からご挨拶を申し上げます。

（長谷川保健医療局技監）

愛知県保健医療局技監の長谷川でございます。会議の開催に先立ち、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、愛知県医療審議会5事業等推進部会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、日ごろから、それぞれのお立場から、医療の確保・提供、そして質の向上にご尽力いただき、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

また、最近の新型コロナ感染症におきましても、私どもの医療関係だけではなく、経済などいろいろなところへ波及がある状況であります。皆様のご協力を賜りながら、対応しているところでございます。引き続きのご尽力賜りますようお願い申し上げます。この5事業等推進部会につきましては、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療及び在宅医療に関すること並びに保健医療従事者の確保に関することについて、皆様にご審議いただくこととなっております。

さて、本日の会議では、議題に「災害拠点精神科病院の指定について」を始め2件、報告事項に「5事業等における主な令和2年度予算について」を提出させていただいておりますので、ご意見を伺いたいと思います。

これら議題の詳細につきましては、後ほど事務局よりご説明いたしますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願ひいたします。

（米田医務課課長補佐）

続きまして、定足数の確認をいたします。この部会の委員数は15名であり、定足数は過半数の8名でございます。現在、8名のご出席をいただいておりますので、本日の会議が有効に成立していることをご報告申しあげます。

なお、本日の会議は、すべて公開となっておりまして、傍聴の方が3名いらっしゃいますので、よろしくお願ひいたします。

議題に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。資料は、事前に郵送させていただいておりますが、次第裏面の「配付資料一覧」のとおりです。資料につきまして、不足等ございましたら、お申し出ください。

続きまして、委員の皆様のご紹介でございますが、本来ならば、お一人お一人ご紹介し、ご挨拶いただきべきところでございますが、お配りしております「委員名簿」及び「配席図」に代えさせていただきます。

なお、本日ご欠席との連絡を受けております委員をご紹介させていただきます。

藤田医科大学医学部長 岩田伸生 委員

名古屋大学医学部長 門松健治 委員

愛知県消防長会会長 木全誠一 委員

愛知医科大学医学部長 若槻明彦 委員

一般社団法人愛知県病院協会会長 浦田士郎 委員

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター在宅医療・地域医療連携推進部長 三浦久幸
委員

愛知県町村会 豊山町生活福祉部保険課長兼地域包括支援センター所長 横田仁美 委員
の7名がご欠席となります。

それでは、以後の進行は部会長にお願いいたします。

(城部会長)

皆様お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本日は、2件の議題と1件の報告事項が用意されています。皆様の活発なご意見により、本会議を有意義なものにしたいと思いますので、ご協力よろしくお願ひします。着座にて進行させていただきます。

続きまして、愛知県医療審議会運営要領第4に基づき、議事録に署名していただく委員を2名指名することとなっております。公益社団法人愛知県看護協会会長 鈴木正子 委員と一般社団法人愛知県薬剤師会会長 岩月進 委員にお願いしたいと思いますが、お二人ともよろしいでしょうか。

(鈴木委員、岩月委員 了承)

(城部会長)

ありがとうございます。それではよろしくお願ひいたします。

それでは、議題に移りたいと思います。

議題（1）は「災害拠点精神科病院の指定について」です。事務局から説明をお願いします。

(伊藤医務課こころの健康推進室室長補佐)

医務課こころの健康推進室の伊藤と申します。本日はよろしくお願ひいたします。議題の災害拠点精神科病院の指定につきまして、ご説明させていただきます。失礼いたしまして、着座にてご説明させていただきます。

資料1をご覧下さい。「1 経緯」でございます。災害拠点精神科病院につきましては、国が平成29年度に示した「災害時における医療体制の構築に係る指針」において、災害時に精神医療を提供する上で中心的な役割を担うものとして、今後整備する必要があると方向づけられたものであります。

この指針を受けて、本県においても平成30年3月に策定いたしました現行の地域保健医療計画において、「災害拠点精神科病院を指定し、災害時における精神科医療提供体制の充実を図る。」としております。

その後、本年6月20日に、厚生労働省より具体的な整備方針及び指定要件が示されたことから、本県においても、災害拠点精神科病院の指定に向けた調整を進めてまいりました。つきましては、今回、本県の整備方針(案)及び指定する病院について、ご審議をいただきたいと存じます。なお、国の通知「災害拠点精神科病院の指定について」は本資料の4ページから6ページに添付しております。

1ページにお戻りいただきまして、「2 国の方針」でございます。(1)整備方針でございますが、国は通知において、各都道府県の実態を考慮した上で「少なくとも各都道府県内に1か所以上を整備すること」としております。

次に、(2)指定要件としまして、こちらの資料には、先ほどの国の通知文から、一部を抜粋して記載しておりますが、「24時間の緊急対応、災害時の精神科患者の受入、搬出が可能であること」、「DPATを保有し、派遣・受入体制があること」、こちらは現在、先遣隊であることが望ましいとされておりますが、今後指定の条件として先遣隊であることが必須化される見通しです。ちなみに先遣隊は、DPATのうち、発災から概ね48時間以内に活動できる隊として厚生労働省へ登録する隊でございます。それから、「精神科の指定病院であること」、「業務継続計画が整備されていること」、「指定にあたっては都道府県医療審議会等の承認を得ること」などが国の示す主な指定要件でございます。

次に、資料右側に移りまして、「3 県の方針」でございます。(1)整備方針(案)でございますが、国の整備方針のとおりとし、県内に1箇所以上整備することとさせていただきたいと考えております。考え方でございますが、本県の「精神医療圏」は、各医療機関の医療機能や地域毎の医療資源の状況から全県的な連携、対応が必要であるという理由から「全県を1圏域」と設定されています。災害拠点精神科病院につきましても同様の考え方で整備単位としては全県を単位とし、1か所以上を整備するものでございます。

次の(2)指定要件でございます。資料の3ページになりますが、昨年11月に「愛

「愛知県災害拠点精神科病院設置要綱」を定めましたので、この要綱に基づいて指定を行ってまいります。なお、先ほどの国の通知において、「各都道府県は国の指定要件に基づき指定・解除を行うこと」とされておりましたことから、本要綱につきましては、国が示した指定要件に準じた内容となっております。

資料1ページにお戻りいただきまして、次に「4 指定病院」についてでございます。先ほど、国が示す指定要件のところで触れましたが、今後 DPAT 先遣隊保有の必須化が見込まれていることから、現在、先遣隊を保有しており、かつ精神科の指定病院である、2 病院の名古屋市千種区にあります「愛知県精神医療センター」及び豊橋市にあります「松崎病院豊橋こころのケアセンター」を候補病院とし、指定への意向を確認するとともに、指定要件への適合状況について調査しました。

また、本県の整備方針及び、指定する病院について、愛知県地方精神保健福祉審議会及び、DPAT 運営委員会からの意見聴取を行いました。調査結果については、資料2 ページにまとめております。

まず、愛知県精神医療センターでございますが、指定基準のうち、1 の必要な施設、2 の必要な設備については全部充足、3 の必要な運営体制については、「業者等との協定締結による食料、飲料水、医薬品等の優先供給体制」のみ現在調整中でございまして、全体として「ほぼ充足」という状況でございます。

次に松崎病院豊橋こころのケアセンターでございます。1 の必要な施設、3 の必要な運営体制については「全部充足」、2 の必要な設備について、「衛星電話の保有及び衛星回線インターネットの利用環境」が今後整備見込みでございまして、「ほぼ充足」という状況でございます。

また、意見聴取を行った2つの会議については、特に異論等の意見はございませんでした。以上により、この2病院については、災害拠点精神科病院として適当と考えます。

最後にスケジュールでございます。1 ページにお戻りください。本日ご承認いただけましたら、3月24日の医療審議会本会へ報告したのち、3月中に指定したいと考えております。

なお、補足といたしまして、資料7ページに参考資料として、「本県の DPAT 保有機関」及び、「災害拠点病院における精神科医療に関する状況」を添付させていただいておりますので参考としていただければと存じます。

以上で議題1の説明とさせていただきます。

(城部会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(加藤委員)

DPAT の活動範囲は、DMAT のように要請があれば、愛知県以外のいろいろなところへ行くということでしょうか。

(伊藤医務課こころの健康推進室室長補佐)

当然本県における被災について出動いたしますし、他県で被災があった場合は、そちらからの要請があれば出向いて活動をいたします。直近では熊本地震の際に、出動しているところでございます。

(鈴木委員)

県の方針は県内に 1ヶ所以上整備するということで、今回、2ヶ所を指定されたとしますと、今後に要件を満たす医療機関がでてきた場合は、その都度審議していくのか、この 2つが指定されればこれ以上は指定しないとなるのか、お聞きしたいと思います。

(伊藤医務課こころの健康推進室室長補佐)

整備方針としては、1ヶ所以上とさせていただいているところですが、今回の 2ヶ所で終わりというわけではなく、引き続き、適合した病院があればご協力をお願いし、指定箇所を増やしていきたいと考えております。また、その際は改めてこの会議に諮らせていただきたいと考えております。

(城部会長)

他にご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

(城部会長)

これ以上ご意見等がないようですので、災害拠点精神科病院の整備方針案及び新たに指定する病院を「愛知県精神医療センター」と「松崎病院 豊橋こころのケアセンター」とすることにつきまして、承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(城部会長)

ご異議ないようですので、承認することとします。

それでは、議題（2）に移りたいと思います。

議題（2）は知事から諮問のありました地域医療支援病院の承認について、「独立行政法人 労働者健康安全機構 旭労災病院」から承認申請がございます。事務局から説明をお願いします。

（伊佐地医務課課長補佐）

医務課の伊佐地と申します。よろしくお願いします。議題（2）「地域医療支援病院の承認について」ご説明させていただきます。失礼ですが、着座して説明させていただきます。

資料2－1をご覧ください。今回、独立行政法人労働者健康安全機構旭労災病院から地域医療支援病院の承認申請書が提出されました。医療法第4条第2項の規定により、都道府県知事は、承認をするに当たっては、あらかじめ医療審議会の意見を聴かなければならないとされていることにより、諮問があったものでございます。申請病院については、現地調査で確認を行い、又、圏域保健医療福祉推進会議で了承いただいております。

続きまして、資料2－2をご覧ください。地域医療支援病院の配置状況でございます。現在承認されているのは、白い丸印になっておりまして、地図の左下の枠にありますとおり、全部で27病院ございます。今回申請のありました旭労災病院を星型の印で示してございます。次ページに承認状況一覧として表にしてございますが、今回承認されると、尾張東部医療圏の地域医療支援病院が2病院となります。

次に、資料2－3「地域医療支援病院について」の1ページをご覧ください。制度の趣旨でございますが、地域医療支援病院は、かかりつけ医を支援し、地域医療の充実を図ることを目的とした制度でございます。本県における取扱方針につきましては、「2 地域医療支援病院の取扱方針」のとおりでございます。

続いて、右側にございます「地域医療支援病院の承認の要件について」をご覧ください。上段に記載してございますとおり、「紹介外来制の原則」、「救急医療の提供」、「地域の医療従事者の資質の向上」など6つの要件が、医療法第4条に「地域医療支援病院と称することができる」要件として規定されているものであり、この6つの要件につきましては、厚生労働省から都道府県あての通知により「承認に当たっての留意事項」として、要件ごとに考え方が示されております。また、この6要件に加えて、承認された地域医療支援病院の管理者が行わなくてはいけない事項が医療法の第16条の2に定められており、愛知県では承認にあたりまして、これらの必須事項についても、確認を行っておりますので、今回必要な要件として説明させていただきます。これらの要件についてその基準の具体的な詳細を示した表が次ページの2ページから4ページとなります。この要件に基づきまして、今回、旭労災病院の審査を行っております。

それでは、旭労災病院の申請内容の概要につきまして、説明させていただきます。資料2－4をご覧ください。旭労災病院は、診療科は、内科を始め21診療科、病床数は、一般病床250床であります。

「3 施設の構造設備」につきましては、集中治療室をはじめとする地域医療支援病院と

して必要な構造設備の要件を満たしております。

右側の「4 紹介患者に対する医療提供体制」でございますが、紹介率につきましては、紹介患者の紹介率は 61.2%、逆紹介率は 73.6% となっております。したがいまして、資料 2-3、右下の紹介率要件 3 番目の「紹介率が 50% 以上で、かつ、逆紹介率が 70% 以上であること」という要件を満たしております。

資料 2-4 に戻りまして、まとめて概況を説明させていただきます。右側「5 共同利用のための体制」ですが、昨年度共同利用を行った医療機関の延べ機関数は 1,113 施設、共同利用に係る病床の病床利用率は 6.8% です。また、(4) の登録医療機関数は 97 施設で、共同利用、登録医療機関ともいずれも申請者と直接関係のない医療機関でございます。(5) の共同利用可能な病床数は 5 床確保されており、共同利用のための体制が整備されております。

次ページの「6 救急医療を提供する能力」につきましては、重症患者の受け入れに対応できる医療従事者や優先病床 12 床、専用病床 4 床を確保し、重症救急患者の受け入れに必要な施設や人員を配置しております。

続きまして、「7 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修能力の状況」につきましては、リハビリ院外研修会、救急救命士に対する実習及び勉強会、保健・医療・福祉連絡会研修会等を 51 回開催しております。

続きまして 2 ページ右側をご覧ください。「8 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法及び閲覧方法」につきましては、管理責任者、管理担当者、閲覧責任者、閲覧担当者のいずれも有しております、適切な体制が敷かれております。

次の「9 委員会の構成」につきましては、学識経験者 1 名、医師会等医療関係団体の代表 7 名、地域の住民代表 1 名、当該病院の関係者 5 名、その他、行政職員の 1 名の合計 15 名の体制で委員会が設置されており、定期的に委員会が開催されております。

次の「10 患者からの相談に適切に応じる体制」、「11 居宅等における医療の提供の推進に関する支援」について、資料のとおり体制の確保及びさまざまな支援が実施されております。

3 ページをご覧ください。「12 その他地域医療支援病院に求められる取組み」でございますが、連携体制を確保するための専用の地域医療連携支援室を設け、病院の機能に関する第三者による評価を受けるなど、必要な取組みが行われています。

以上につきまして、資料 2-3 の 2 ページから 4 ページのそれぞれの要件を満たしていることを確認しております。

以上の書類審査並びに現地調査を実施いたしましたところ、承認要件を全て満たしております。

また、旭労災病院が属する尾張東部圏域保健医療福祉推進会議において意見を伺い、承認して差し支えないとのご意見をいただいております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひします。

(城部会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(道川委員)

紹介患者数や初診患者数、紹介率、逆紹介率といったデータはいつのデータになりますか。それとも数年間の平均等になりますか。

(伊佐地医務課課長補佐)

このデータは、昨年度の1年間の実績でございます。

(道川委員)

この1年間だけ要件を満たしているという場合も考えられると思うのですが、恒常的に要件を満たしていると考えてよろしいのでしょうか。

(伊佐地医務課課長補佐)

今年度も12月まで紹介率、逆紹介率の要件を満たしているということを確認しております。

(城部会長)

要件を満たしていなくても、すぐ取り消すわけではないですね。

(伊佐地医務課課長補佐)

2年間要件から外れてしましますと、協議した上で取り消すことになる場合があります。

(城部会長)

他にご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

(城部会長)

これ以上ご意見がないようでしたら、「独立行政法人 労働者健康安全機構 旭労災病院」を地域医療支援病院として承認して差し支えない旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(城部会長)

ご異議ないようですので、「独立行政法人 労働者健康安全機構 旭労災病院」を地域医療支援病院として承認して差し支えない旨、答申することとします。

以上で、議題は終了いたしましたので、次に報告事項に移りたいと思います。

報告事項は「5事業等における主な令和2年度予算について」です。事務局から説明してください。

(三崎医務課主幹)

医務課主幹の三崎と申します。よろしくお願ひいたします。失礼ですが、着座してご説明させていただきます。

資料3をご覧ください。令和2年度に実施予定であります5事業等推進部会の所管に係る主な事業をとりまとめておりますので、簡単にご説明申し上げます。

まず、救急医療でございます。上から2つ目の、第3次救急医療施設設備整備費補助金につきまして、令和2年度の予算額は約3,500万円であり、令和元年度から約1億1,900万円の減額となっております。これは令和元年度にCT等の医療機器の購入がありました、令和2年度はそういった高額な医療機器の購入の予定がないため、予算額が大幅な減額となっております。

次に、災害医療でございます。一番上の医療施設耐震整備事業費補助金につきまして、令和2年度の予算額は約1億800万円であり、令和元年度から約9,700万円増額しております。主な理由は、補助対象経費が増加したことによるものです。

また、すぐ下の、災害拠点病院整備費補助金につきまして、災害拠点病院として必要な施設・設備整備に対する補助を行っておりますが、令和2年度は各災害拠点病院からの要望がありませんでしたので、予算を組んでおりません。

次に、ひとつとびまして周産期医療でございます。上から3つ目の、周産期母子医療センター整備費補助金につきまして、令和2年度の予算額は約1億200万円であり、元年度より約5,700万円増額しております。主な理由といたしましては、超音波機器等の高額な医療機器の購入などによるものです。

次に、小児医療でございます。一番上の、小児救急電話相談事業、いわゆる#8000番につきまして、令和2年度の予算額は約6,000万円であり、令和元年度より約1,700万円増額しております。主な理由といたしましては、利用件数が増えてきて、繋がりにくい状況になってきましたので、一部の時間帯の回線数を1回線増やしたことによるものです。

1枚おめくりいただきまして、保健医療従事者の確保でございます。昨年度までは医師確保事業につきましてもご報告しておりましたが、所管が今年度から地域医療対策協議会に移りましたので、看護師確保の部分のみの報告となっております。

最後に、5事業等における令和2年度予算の合計ですが、約31億1,800万円となっており、令和元年度から約800万円の増額となっております。

説明につきましては以上でございます。

(城部会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(梶村委員)

小児医療のところになりますが、小児救急電話相談事業費について、委託先が民間会社になっておりますけども、この民間会社は、医療関係者を雇用して、その方が相談に当たられるということですか。

(三嵩医務課主幹)

#8000につきましては、まず看護師が電話を取って、必要があれば小児科医につなぐということになっておりまして、一般競争入札でやっております。

(城部会長)

電話を受けているところは、東京の業者になるのですか。

(三嵩医務課主幹)

業者につきましては東京とは限らず、一般競争入札で取ったところにお願いをしております。

(城部会長)

先程言わわれたように、電話の件数は増えているのですか。

(三嵩医務課主幹)

#8000にかける件数としましては、夜間の7時から11時頃につきまして、かなりの件数が増えてきて、なかなか繋がりにくいということで、その時間帯に1回線増やさせていただくために予算が増えているということになります。

(城部会長)

他にご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

(城部会長)

以上で、本日の議題及び報告事項は全て終了いたしました。

この機会に何かご発言はありますか。

(質疑等なし)

(城部会長)

他にご発言もないようですので、最後に事務局から何かありますか。

(米田医務課課長補佐)

本日の会議録につきましては、会議冒頭で部会長が指名されましたお二人の署名者にご署名をいただく前に、発言者の方に発言内容をご確認いただくことにしておりますので、事務局から依頼がありましたらご協力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

(城部会長)

それでは、本日の医療審議会5事業等推進部会はこれで終了いたします。ありがとうございました。

署名人

岩月 進 印

鈴木 仁子 印